



令和6年2月27日
海上保安庁

令和5年における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく国会報告について

令和5年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第36条の規定に基づき、本日、政府は国会報告をしたところです。なお、海上保安庁では、令和5年中に傍受令状を請求したことはなく、傍受実績もありません。

（注）政府は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、毎年、以下の事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・傍受令状の請求及び発付の件数
- ・その請求及び発付に係る罪名
- ・傍受の対象とした通信手段の種類
- ・傍受の実施をした期間
- ・傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・令状記載通信等が行われたものの数
- ・一時的保存を命じて行う通信傍受、特定電子計算機を用いる通信傍受を実施したときはその旨
- ・傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

詳細は添付の「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告」をご参照ください。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく報告

令和5年 1月 1日から
同年12月31日まで

令和6年2月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告
(令和5年)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、令和5年における通信傍受等に関して下記のとおり報告します。

記

令和5年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表1のとおりである。

また、令和4年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表2のとおりである。

別表 1

番号	傍 受 令 状		通信手段の種類	実 施 期 間						第20条第1項等の 傍受の実施 人員数(人)		
	請求 (件)	発付 (件)		罪 名 (罰 条)	(日間)	通話 回数(回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号 (回)	第3号 (回)	第1号 (回)		第3号 (回)	
1	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	20	342	18	0	6	0	㊦㊧	6
					17	232	3	0	15	0	㊦㊧	
2	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	26	267	-	-	22	0	㊧	10
					26	198	75	0	17	0	㊦㊧	
3	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	29	551	212	0	141	0	㊦㊧	5
					29	38	3	0	1	0	㊦㊧	
4	1	1	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	8	160	2	0	3	0	㊦㊧	5
5	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	473	-	-	46	0	㊧	9
					30	239	-	-	86	0	㊧	
6	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	725	69	0	89	0	㊦㊧	11
					30	650	109	0	71	0	㊦㊧	

番 号	傍 受 令 状		通信 手段の 種類	実 施 期 間				第20 条第 1項 等の 傍受 の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)			
	請 求 (件)	発 付 (件)		罪 名 (罰 条)	(日間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号 (回)			第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)
7	1	1	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携 帯 電 話	26	239	48	0	10	0	㊦㊧	6
8	1	1	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携 帯 電 話	23	627	36	0	29	0	㊦㊧	2
9	1	1	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携 帯 電 話	15	173	48	0	26	0	㊦㊧	1
10	2	2	銃砲刀剣類所持等取締 法違反（同法第31条の 3第2項、同第1項前 段、第3条第1項、刑 法第60条） 【拳銃の加重所持】	携 帯 電 話	10	377	0	0	3	0	㊦㊧	2
					10	59	1	0	0	0	㊦㊧	
11	3	3	銃砲刀剣類所持等取締 法違反（同法第31条の 3第2項、同第1項前 段、第3条第1項、刑 法第60条） 【拳銃の加重所持】	携 帯 電 話	30	75	0	0	0	0	㊦㊧	1
					30	722	4	0	14	0	㊦㊧	
					30	869	2	0	9	0	㊦㊧	

番号	傍 受 令 状		通信手段の種類	実 施 期 間				第20条第1項等の	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪 名 (罰 条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
12	3	3	銃砲刀剣類所持等取締法違反(同法第31条の3第2項、同第1項後段、第3条第1項、刑法第60条) 【拳銃の加重所持】	携帯電話	7	17	0	0	1	0	㊦㊧	2
					20	156	1	0	2	0	㊦㊧	
					20	146	5	0	1	0	㊦㊧	
13	4	4	麻薬特例法違反(同法第5条第4号、第8条第2項、覚醒剤取締法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	30	285	23	0	4	0	㊦㊧	7
					25	297	23	0	65	0	㊦㊧	
					5	57	7	0	6	0	㊦㊧	
					30	64	3	0	1	0	㊦㊧	
14	2	2	組織的犯罪処罰法違反(同法第3条第1項第7号、第4条、刑法第199条、第60条) 【組織的な殺人未遂】	携帯電話	20	1025	-	-	0	0	㊧	0
					16	1012	-	-	0	0	㊧	
15	2	2	殺人(刑法第199条、第60条)	携帯電話	20	116	-	-	0	0	㊧	0
					20	159	-	-	0	0	㊧	

番号	傍受令状			通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)		
	請求(件)	発付(件)	罪名(罰条)		(日間)	通話回数(回)	第29条第3項				第29条第4項	
							第1号(回)	第3号(回)			第1号(回)	第3号(回)
16	1	1	監禁(刑法第220条、第60条)	携帯電話	10	297	-	-	0	0	㊦	0
17	1	1	窃盗(刑法第235条、第60条)	携帯電話	30	82	1	0	9	0	㊦㊧	0
18	2	2	窃盗(刑法第235条、第60条)	携帯電話	12	494	-	-	3	0	㊦	3
					12	277	-	-	21	0	㊦	
19	1	1	窃盗(刑法第235条、第60条)	携帯電話	22	64	-	-	5	0	㊦	0
20	2	2	窃盗未遂(刑法第235条、第243条、第60条)	携帯電話	10	345	-	-	8	0	㊦	0
					10	154	-	-	11	0	㊦	
21	1	1	窃盗未遂(刑法第235条、第243条、第60条)	携帯電話	10	49	-	-	0	0	㊦	0

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	第29条第3項				第29条第4項		
						第1号(回)	第3号(回)			第1号(回)	第3号(回)	
22	2	2	詐欺(刑法第246条第1項、第60条)	携帯電話	30	362	-	-	14	0	㊦	0
					20	425	-	-	21	0	㊦	

(注1)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注2)「第20条第1項等の傍受の実施」欄における㊦～㊨は以下の方法をいう。

- ㊦：第20条第1項の規定による傍受を実施したとき
- ㊧：第23条第1項第1号の規定による傍受を実施したとき
- ㊨：第23条第1項第2号の規定による傍受を実施したとき

別表 2
(令和 4 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
2	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
7	3 (報告済み)	3 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	1
8	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
11	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	7
12	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	13

(注1) 「新たに逮捕した人員数」とは、令和4年中に傍受を実施した事件に関して、令和5年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注2) 平成14年から令和3年までに傍受を実施した事件に関して、令和5年中に新たに逮捕した者はいなかった。